

荒尾市長の給与の特例に関する条例の制定  
について

荒尾市長の給与の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 9 月 29 日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市長の給与の特例に関する条例

別紙添付

提案理由

公職選挙法違反の嫌疑は不起訴処分となったが、自らの襟を正すため、市長の給料月額を減額したいからである。



## 荒尾市長の給与の特例に関する条例

市長の給料月額は、平成28年10月1日から同年12月31日までの間において、荒尾市長等の給与等に関する条例（昭和26年条例第10号）第3条第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成28年12月31日限り、その効力を失う。



荒尾市副市長の選任について

次の者を荒尾市副市長に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

平成28年9月29日提出

荒尾市長 山下慶一郎

氏名 藪内 孝則

住所



提案理由

現在不在である副市長を選任したいからである。